

市民の声

令和4年度 広聴年報

令和5年9月

鹿児島県薩摩川内市

は し が き

薩摩川内市では、広く市民から意見や提言をいただく「市民の声制度」や市民と市長の対話の場である「令和コミュニティトーク」の開催、市ホームページ上でのアンケート「eまちアンケート」の実施やパブリックコメント制度の活用など、市民と市との間で情報や問題意識を共有し、市政運営に生かす広聴業務を実施しています。

このたび、本市の広聴業務についてまとめた令和4年度広聴年報を作成しました。今後とも市民が意見提言を市に伝える機会を確保するなど、市政に参画しやすい環境づくりに取り組んでまいります。

令和5年9月

薩摩川内市長 田中 良二

目次

1 広聴業務について	2
(1) 広聴の体系	2
(2) 広聴事業一覧	3
2 個別広聴	4
(1) 「市民の声」受付件数	4
(2) 市民の声の対応状況と回答	6
(3) 市民の声の市政への反映	7
3 集団広聴	10
(1) 令和コミュニティトーク～市民と市長の対話の場～	10
(2) 施策分野ごとの関係団体等と市長との対話の場	11
(3) 市長Ｄトーク（出前トーク）	12
(4) 薩摩川内市みらいアドバイザー政策提言発表会	12
(5) 薩摩川内市まちづくりデザイン会議	13
(6) 祁答院地域小学校再編に関する説明会	14
(7) 市立幼稚園適正規模等基本方針（案）説明会	14
4 調査広聴	15
(1) eまちアンケート	15
(2) その他市政に関するアンケート	16
(3) パブリックコメント	20
参考資料	22
○薩摩川内市パブリックコメント手続実施要綱	22
○「市長への手紙」様式	24

1 広聴業務について

薩摩川内市では、市民が求めるサービスを適正に提供するため、広く市民の意見を聴取し市民ニーズを的確に把握する、広聴業務を実施しています。

令和4年度は、本市に寄せられる「市民の声」について、その趣旨を的確に把握し迅速な回答を行い、本市の施策や業務改善に生かすことで、市民満足度の向上及び市政に対する信頼と共感の醸成に役立てることを目的に、統一した要領を定め、「市民の声制度」として取り扱いを開始しました。

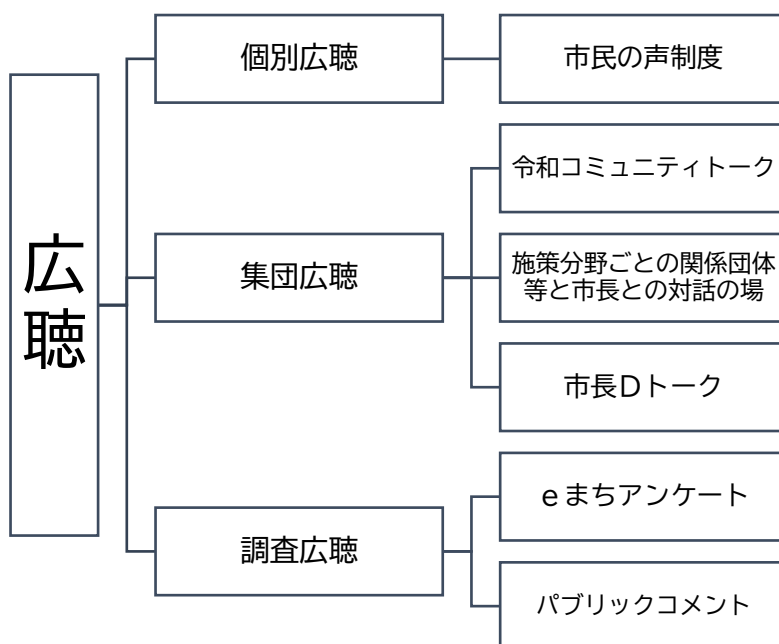
(1) 広聴の体系

本市の広聴業務は、個別広聴、集団広聴、調査広聴に分類されます。

個別広聴とは、市民から個別に意見などを聴取するもので、本市では、「市民の声制度」があります。

集団広聴とは、市民を集めて意見などを聴取するもので、本市では、「令和コミュニティトーク」、「施策分野ごとの関係団体等と市長との対話の場」、「市長Dトーク（出前トーク）」などがあります。

このほか本市では、調査広聴として、「eまちアンケート」などの市政に関するアンケートや「パブリックコメント」を実施しています。



(2) 広聴事業一覧

	事業名	内 容
個別広聴	市民の声制度	市民より寄せられたご意見について、いただいたご意見やご質問については、速やかに関係課へ共有し、その対応状況を市ホームページ上で公表しています。
集団広聴	令和コミュニティトーク～市民と市長の対話の場～	市長が地域に出向き、市民と一堂に会し対話を重ねる場として、地区コミュニティ協議会との共催で開催しています。
	施策分野ごとの関係団体等と市長との対話の場	市民と市との間での情報共有や市政運営に関して同じ問題意識を持つため、施策分野ごとに関係団体などとの対話の場を設置しています。
	市長Ｄトーク（出前トーク）	市長が主催者からの依頼により会合に出席し、参加者との対話を重ねる場を設置しています。
	その他	市民からの意見を求めるため、担当課において広聴会などを開催しています。 【令和４年度実績】 ・薩摩川内市みらいアドバイザー政策提言発表会 ・薩摩川内市まちづくりデザイン会議 ・祁答院地域小学校再編に関する説明会 ・市立幼稚園適正規模等基本方針（案）説明会
調査広聴	eまちアンケート	市民から幅広いご意見、ご要望などを聴き、本市の施策や業務の改善及び市政推進に役立てることを目的に、インターネットを利用してアンケートを実施しています。
	その他市政に関するアンケート	今後の市政の諸施策を進める上で参考とするため、市の施策や事業に関するアンケート調査を実施しています。
	パブリックコメント	主要な計画や指針を立案する過程において、広く市民に意見を募集し、寄せられた意見を参考に計画などの決定を行い、併せて市の考え方も公表する制度です。行政運営上の公正の確保と透明性の向上を図り、開かれた市政を推進することを目的に実施しています。

2 個別広聴

市では広く市民からいただいた意見や提言を市政へ反映する市民の声制度を整備しています。

意見の提出方法については、市ホームページ上のご意見・お問い合わせメールフォームの利用や、市役所各庁舎に設置しているご意見箱に「市長への手紙（※専用用紙を巻末の参考資料に掲載）」を投函いただくほか、電子メール、手紙、ファックスなどにより提出できます。

(1) 「市民の声」受付件数

令和４年度にホームページや会議、電子メールなどから寄せられた「市民の声」は次のとおりです。

受付件数

受付方法 種類	ホーム ページ	会議	電子 メール	市長へ の手紙 ※１	窓口	郵送	その他 ※２	計
提案	22	23	8	4	—	3	2	62
意見	106	35	11	22	1	17	9	201
要望	14	27	9	6	28	2	2	88
問い合わせ	216	14	21	—	—	2	3	256
道路・河川 ※３	7	12	6	—	1	—	—	26
計	365	111	55	32	30	24	16	633

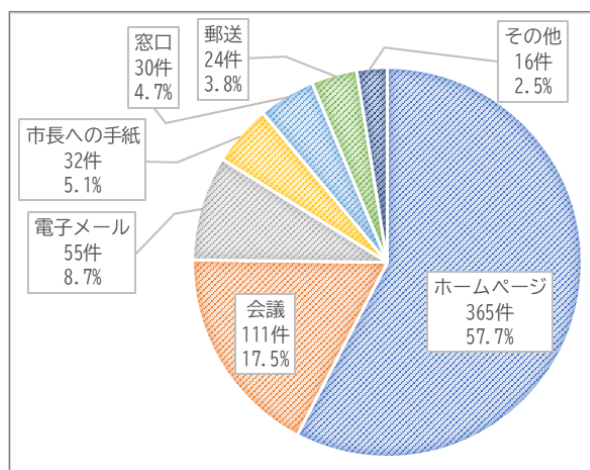
※１「市長への手紙」は、各庁舎に設置されているご意見箱による受付

※２「その他」は、口頭・電話・ファックスによる受付

※３ 本市管理の道路・河川の補修要望、意見に関するもの（令和４年度：１，６８８件）は除く。

受付方法別の割合

ホームページからの受付が３６５件と全体の６割近くを占めており、続いて会議１１１件、電子メール５５件となっています。



部局等別件数

	件数	主な内容
未来政策部	46	移住・定住、市ホームページ、自治会加入、ゴールド集落支援、コミュニティ活動拠点施設
行政管理部	61	人材育成・確保、公共施設などの維持管理、キャッシュレス決済、マイナンバー制度
市民安全部	108	地域防災、戸籍請求、ごみ処理、地域美化活動、キャッシュレス決済、住民異動届
保健福祉部	82	コロナワクチン、新型コロナウイルス感染症関連（発生状況など）、介護保険事業、保育サービス、子育て支援
農林水産部	37	有害鳥獣被害、生産基盤施設の維持・整備、農業振興、担い手づくり、魚礁漁場整備
経済シティセールス部	97	とくとも商品券、ふるさと納税、バス交通、バレーボール代表合宿、マラソン大会、シティセールス、トンボロ芸術村
建設部	101	道路維持、市道整備、住宅施策、公園などの維持管理、河川改修
消防局	7	消防・救急体制
教育委員会	52	文化財、施設改修、図書館利用、交通安全、防犯対策、成人式
選挙管理委員会	2	投票所、不正選挙防止
農業委員会	2	農地
水道局	10	水質、漏水
議会事務局	1	
その他※	27	道路施設の整備・維持管理、地域防災
計	633	

※「その他」は、特定の所管ではなく幅広い所管に共通する声などです。

(2) 市民の声の対応状況と回答

いただいたご意見やご質問については、速やかに関係課へ共有しています。また、その対応状況については、個人が類推、特定される情報などを除き、市ホームページ上で公表しています。

部局等別公表件数

	受付月												(件)	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	割合
未来政策部	-	-	1	-	2	1	1	1	-	-	1	1	8	7.3%
行政管理部	1	-	-	1	1	3	-	1	-	-	-	-	7	6.4%
市民安全部	1	1	-	3	3	1	-	3	-	5	4	2	23	21.1%
保健福祉部	-	-	1	2	3	1	2	3	1	1	-	1	15	13.8%
農林水産部	-	-	1	-	-	-	-	-	1	3	1	-	6	5.5%
経済シティセールス部	3	-	-	-	1	-	4	4	-	2	1	1	16	14.7%
建設部	1	2	5	2	4	1	1	2	2	2	-	-	22	20.2%
消防局	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
教育委員会	1	-	-	1	-	2	1	-	-	-	2	-	7	6.4%
選挙管理委員会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
農業委員会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
水道局	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	2	1.8%
議会事務局	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
その他※	-	-	-	1	-	1	-	-	-	1	-	-	3	2.8%
合計	8	3	8	10	15	10	9	14	4	14	9	5	109	100.0%

※部局別に公表を行った件数を計上していますので、市ホームページで公表している意見数とは数値が異なります。

※「その他」は、特定の所管ではなく幅広い所管に共通する声などです。

※公表内容は、市ホームページ「市民の声」の各ページをご覧ください。

<https://www.city.satsumasendai.lg.jp/soshiki/1042/2/11-2/1/index.html>



(3) 市民の声の市政への反映

寄せられた「市民の声」が、どの程度市政に反映されたかを把握するため、次の基準に基づき令和5年6月1日を基準日として調査しました。

反映分類基準

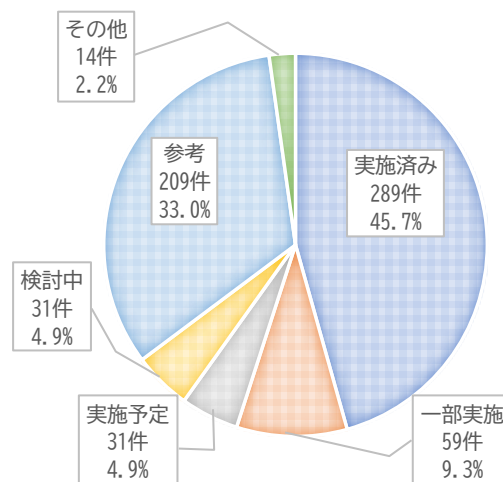
分類	説明
実施済み	・ 事業としてすでに実施（完了）しているもの ・ 個別な対応を要するもので、すでに対応済のもの
一部実施	・ 事業として一部実施しているもの ・ 個別な対応を要するもので、対応中のもの
実施予定	・ 1年以内に実施（着手）する予定であるもの
検討中※	・ 3年以内（令和5年度～7年度）の計画中に組み入れるか否か（または、実施に向けた）調査・検討を要していくもの
参考※	・ 現時点では、実施・検討が不確定であるため、市政に関する一つの意見として参考にするもの ・ 検討中の中で、3年以内に調査・検討に着手できないもの
その他	・ 市政に関係ないもの（国県が所管する事業など）

※「検討中」や「参考」となる理由：予算的なもの、政策的なもの（方向性が合わないものまたは、未決定のもの）、法令・制度的なもの、その他

ア 「市民の声」反映状況

令和4年度に寄せられた市民の声（633件）のうち、「実施済み」、「一部実施」の案件を合わせると、348件（55.0%）となり、寄せられた市民の声の約半数が、市政に反映されています。

反映度	件数	割合
実施済み	289	45.7%
一部実施	59	9.3%
実施予定	31	4.9%
検討中	31	4.9%
参考	209	33.0%
その他	14	2.2%
計	633	100.0%

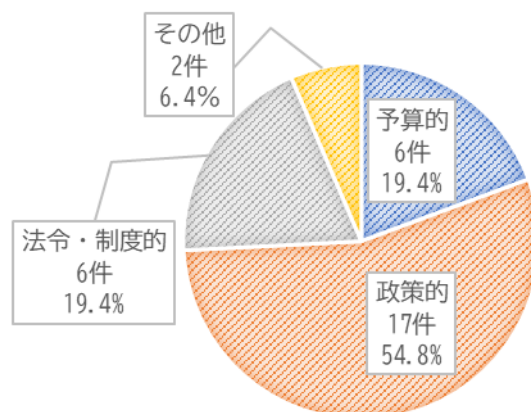


イ 「検討中」及び「参考」の理由

令和４年度に寄せられた市民の声６３３件の市政への反映状況について、「検討中」、「参考」と分類した理由を調査したところ、事業や施策の方向性が未決定などの「政策的なもの」が最も多くなっています。

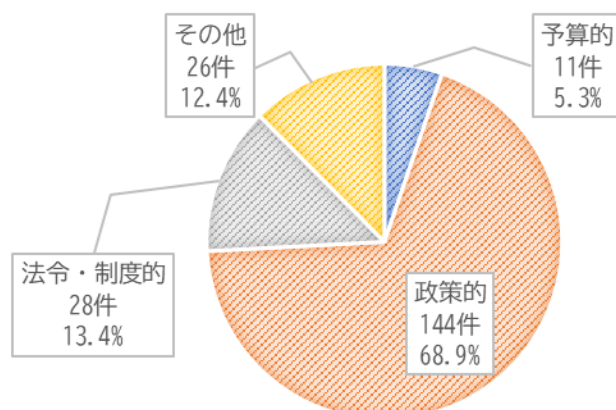
「検討中」の理由

理由	件数	割合
予算的なもの	6	19.4%
政策的なもの	17	54.8%
法令・制度的なもの	6	19.4%
その他	2	6.4%
計	31	100.0%



「参考」の理由

理由	件数	割合
予算的なもの	11	5.3%
政策的なもの	144	68.9%
法令・制度的なもの	28	13.4%
その他	26	12.4%
計	209	100.0%



ウ 主な反映事例

ご意見①	市役所本庁舎前の駐車場について
内容	本庁舎前の駐車場の進入口について、入り口と出口が逆になったほうが高齢者のバック駐車には使いやすいのですが。 (※内容は令和４年９月に寄せられたご意見です。)
反映状況	駐車場利用者の安全を考慮し、バックでの駐車がしやすいよう駐車スペースのラインを引き直しました。

ご意見②	市ホームページについて
内容	いつもスマートフォンでホームページを利用する事が多いのですが、かなり見にくいです。スマートフォンで見やすくないのでしょうか。 (※内容は令和４年９月に寄せられたご意見です。)
反映状況	令和５年３月に市のホームページをリニューアルしました。スマートフォンからも見やすいデザインに変更しています。また、パソコンだけでなく、スマートフォンから見た時にも検索機能が使えるようになりました。

ご意見③	スマートフォン決済アプリでの市税の支払いについて
内容	市県民税の払込みをそろそろ思っているところに、PayPay から納税もできるとのお知らせが届きました。 早速 PayPay でバーコードを読み取りましたが、薩摩川内市は払込みができないと表示されました。 鹿児島県下ほとんどの自治体は対応しているので、１日も早く対応してください。 (※内容は令和４年１１月に寄せられたご意見です。)
反映状況	令和５年度から市税や使用料などの支払いがスマートフォン決済アプリで可能になりました。

3 集団広聴

(1) 令和コミュニティトーク～市民と市長の対話の場～

地域の実情や考え方を聴き、意見を市政へ反映するため、地区コミュニティ協議会との共催で開催しました。

なお、いただいたご意見については、第3次薩摩川内市総合計画などへの反映を検討しています。

また、令和4年度は、祁答院地域において小学校統合に関する質問があり、これを機に祁答院地域小学校再編に向けた協議が進められています。

令和4年度実績

開催日	開催場所	地区コミュニティ協議会	参加者数	意見数(件)
令和4年4月26日	入来文化ホール	副田・清色・朝陽・大馬越・八重	62人	14
令和4年6月9日	樋脇保健センター	藤本・野下・市比野・樋脇・倉野	46人	16
令和4年6月28日	東郷公民館	斧淵・南瀬・山田・鳥丸・藤川	47人	8
令和4年7月1日	祁答院公民館	黒木・上手・大村・轟・蘭牟田	65人	12
令和4年7月27日	水引地区コミュニティセンター	水引・滄浪・寄田・湯田・西方	42人	15
令和4年8月4日	セントピア	隈之城・永利	56人	7
令和4年8月17日	国際交流センター	川内・平佐西・平佐東・峰山	61人	12
令和4年10月4日	中央公民館	亀山・可愛・育英	49人	6
令和4年11月2日	サンアリーナせんだい	八幡・高来・城上・陽成・吉川	63人	14
計	9会場		491人	104

※開催内容などの詳細は、市ホームページに掲載しています。

<https://www.city.satsumasendai.lg.jp/soshiki/1042/2/11-2/2/645.html>



(2) 施策分野ごとの関係団体等と市長との対話の場

・ 令和プロテクト・トーク

災害などから市民の生活を「守り」、被害を「防ぎ」、また、生命財産を「保護する」とともに、地域防災の要である消防団組織の実情を把握し、団組織を「守る」ことを目的に設置しました。

これにより、9月から11月には、令和プロテクト・トークの取り組みとして、消防団入団促進強化期間「プロテクト・キャンペーン」を構成団体が協力し実施しています。

令和4年度実績

設置年月日	構成メンバー	開催日	内容
令和4年6月14日	薩摩川内市消防団、薩摩川内市消防後援会連合会、市市民安全部、市消防局	6月14日	・消防団の確保に向けた取り組みについて
		10月24日	・プロテクト・キャンペーン期間中の各機関の取り組みと今後の取り組みについて

【参考】 令和デザイントーク

市役所中堅職員を中心に設置した『広聴・新ビジョン調査プロジェクトチーム（第1期：令和2年12月1日～令和4年3月31日）』が、市民や各種団体などとの意見交換を企画立案し、6回開催しました。

回	開催日	参加者	テーマ
1	令和2年11月25日	県飲食業生活衛生同業組合薩摩川内支部 3人	新型コロナウイルス感染症流行下における飲食店の状況などについて
2	令和2年12月25日	公益社団法人助産師会 3人	産後ケアを中心とした助産師の現状と課題
3	令和3年3月19日	県立川内高等学校1年生 266人	薩摩川内市みらいアドバイザー政策提言発表会
4	令和3年7月14日	幼稚園代表者 4人	幼稚園教育の現状と課題
5	令和3年11月11日	農家代表者 4人	農業の担い手の育成・確保
6	令和3年12月24日	川島学園れいめい高等学校生徒4人、先生2人	地元企業の担い手確保

(3) 市長Ｄトーク（出前トーク）

市長が主催者からの依頼により会合に出席し、参加者との意見交換や対話を行いました。

令和４年度実績

開催日	主催団体	内容
令和４年４月１日	川内商工会議所 (参加者数：77人)	令和４年度の施策展開について
令和４年８月５日	Woman創ing (参加者数：10人)	本市の未来について
令和４年８月18日	薩摩川内政経クラブ (参加者数：31人)	令和４年度の施策展開について

※集団広聴の各事業については、市ホームページの各ページをご覧ください。
<https://www.city.satsumasendai.lg.jp/gyoseijoho/kocho/4/kouchou/index.html>



(4) 薩摩川内市みらいアドバイザー政策提言発表会

【担当課：未来政策部企画政策課】

持続可能で魅力的なまちづくりの推進に当たり、高校生の視点から必要な意見・助言を求めるため、令和２年度から「薩摩川内市みらいアドバイザー」を設置しています。

令和４年度は、本市が抱える課題・問題について、解決策を考える「地域探究」に取り組んでいただき、探究成果をまとめた政策提言がありました。

開催日	令和４年８月３日	令和４年１１月１４日	令和５年３月１７日
参加団体	県立川内高等学校	県立川薩清修館高等学校	県立川内高等学校
開催場所	市役所本庁会議室	同校体育館	同校体育館
参加者数	３年生 10人 ※初代みらいアドバイザー	５人 ※１年生 ３人、 ２年生 ２人	１年生全員
意見数	５件	２件	８件

※詳しくは、市ホームページ「薩摩川内市みらいアドバイザー」の各ページをご覧ください。
<https://www.city.satsumasendai.lg.jp/soshiki/1008/3/1/3/3/1/index.html>



(5) 薩摩川内市まちづくりデザイン会議

【担当課：未来政策部企画政策課】

本市のまちづくりの指針である「第3次薩摩川内市総合計画」の策定に向け、市民自身が長期的視点に立ち、市のあるべき姿を展望しながら、まちづくりについて調査・研究を行うために設置しました。

全6回のワークショップと提言発表会を開催し、提言書が提出されました。

なお、いただいた提言やアイデア・キーワードについて整理・分析を行い、広聴内容をベースに、第3次薩摩川内市総合計画（原案）の「目指すまちのイメージ」、「未来のまちの姿」などに反映しています。

設置年月日	令和4年7月30日（土）
会議の委員	高校生や大学生を含む、各種団体からの推薦や公募により選ばれた委員 62人
ワークショップ （全6回）	第1回 7月30日（土） 於：国際交流センター 第2回 8月27日（土） 於：市役所本庁会議室 第3回 9月17日（土） 於：国際交流センター 第4回 10月16日（日） 於：国際交流センター 第5回 11月12日（土） 於：市役所本庁会議室 第6回 12月3日（土） 於：国際交流センター
提言発表会	日時：令和5年2月18日（土） 会場：鹿児島純心大学
提言数	12件（※4分科会3テーマ）

※提言の詳細やワークショップの内容は、市ホームページの各ページをご覧ください。

<https://www.city.satsumasendai.lg.jp/soshiki/1008/3/1/3/3/index.html>



(6) 祁答院地域小学校再編に関する説明会

【担当課：教育委員会学校教育課】

小学校再編に関する市の考え方の説明を行い、参加者と意見交換を行いました。

なお、令和4年12月には、説明会後に提出された各地区の意見・要望が再編方針案などに反映され、祁答院地域小学校再編協議会が発足しています。

開催日	令和4年8月22日（月）
開催場所	祁答院公民館
参加者	祁答院地域各地区コミュニティ協議会、自治会長、学校関係者、PTA保護者
参加者数	99人
意見数	11件

(7) 市立幼稚園適正規模等基本方針（案）説明会

【担当課：教育委員会学校教育課】

市立幼稚園を取り巻く現状と課題を整理し、市立幼稚園の役割と今後の対応について定めようとする薩摩川内市立幼稚園適正規模等基本方針案の説明を行い、参加者と意見交換を行いました。

なお、いただいたご意見については、市立幼稚園適正規模等基本方針に反映し、令和5年4月に方針が決定しました。

・参加者：幼稚園保護者、幼稚園関係者、今後入園予定保護者、地区コミュニティ協議会、地域住民

開催日	開催場所	参加者数	意見数
令和5年1月29日	里公民館	23人	11件
	上甑老人福祉センター	30人	10件
	鹿島公民館	14人	13件
	青瀬地区コミュニティセンター	14人	6件
令和5年2月15日	亀山幼稚園	17人	31件
	アミティプラザ東郷	12人	11件
令和5年2月16日	樋脇幼稚園	14人	8件
	城上幼稚園	14人	33件

4 調査広聴

(1) e まちアンケート

市民から幅広いご意見、ご要望などを聴き、本市の施策や業務の改善に生かすとともに市政推進に役立てるため、秘書広報課においてインターネットを利用したアンケートを実施しました。

令和4年度実績

第1回	アンケート名	薩摩川内市の移住定住策に関するアンケート
	実施期間	令和4年6月1日～6月30日
	回答者数	70人
	担当課	未来政策部企画政策課
	調査結果の反映	移住・定住制度の見直しのための資料としました。
第2回	アンケート名	野菜摂取についてのアンケート
	実施期間	令和4年8月1日～8月31日
	回答者数	424人
	担当課	保健福祉部市民健康課
	調査結果の反映	第3次薩摩川内市350ベジライフ宣言推進計画に反映しました。
第3回	アンケート名	子育て応援券についてのアンケート
	実施期間	令和4年10月1日～10月31日
	回答者数	163人
	担当課	保健福祉部子育て支援課
	調査結果の反映	子育て応援券について、デジタル商品券も選べるようにしました。
第4回	アンケート名	薩摩川内市の広報に関するアンケート
	実施期間	令和4年12月9日～令和5年1月9日
	回答者数	252人
	担当課	未来政策部秘書広報課
	調査結果の反映	本市の公園を紹介してほしいとのご意見があり、広報薩摩川内令和5年5月10号に記事を掲載しました。

※調査結果などの詳細は、市ホームページに掲載しています。

<https://www.city.satsumasendai.lg.jp/soshiki/1042/2/11-2/7/3/1/index.html>



(2) その他市政に関するアンケート

市の施策や事業に関するアンケート調査を実施しました。

今後の市政の諸施策を進める上で参考とし、市政運営に生かしてまいります。

① 自治会運営に関するアンケート		
調査の概要	調査期間	令和4年5月24日～6月21日
	調査の目的、内容	自治会運営の現状把握や課題集約をし、今後の自治会運営の在り方、方向性等を検討するため実施
	調査対象	市内 556 自治会
	調査方法	書面調査（自治会文書発送）
	有効回収数	471 自治会（回収率 84.7%）
	担当課	未来政策部コミュニティ課
調査結果の反映		自治組織運営に関する課題解決や自治組織制度見直しの資料としました。

② 第2次薩摩川内市総合計画に係るアンケート調査		
調査の概要	調査期間	令和4年6月1日～6月20日
	調査の目的、内容	第2次薩摩川内市総合計画で示した成果指標について、現状における市民の満足度を伺い、その満足度が、目標値に対し、どのように推移しているか把握するため実施
	調査対象	18歳以上の市民（無作為抽出により 3,000 人を抽出）
	調査方法	郵送調査
	有効回収数	933 人（回収率 31.1%）
	担当課	未来政策部企画政策課
調査結果の反映		第2次総合計画を振り返り、第3次総合計画（原案）へ反映しています。

③ 市立幼稚園適正規模等基本方針見直しに伴うアンケート		
調査の概要	調査期間	令和4年8月1日～8月26日
	調査の目的、内容	市立幼稚園適正規模等基本方針見直し作業のため実施
	調査対象	認定こども園、私立幼稚園、市立幼稚園の保護者 555 人
	調査方法	書面調査（書面または WEB 回答）
	有効回収数	192 人（34.6%）
	担当課	教育委員会学校教育課
調査結果の反映		市立幼稚園適正規模等基本方針に反映しました。

④ 地域公共交通計画策定に係るアンケート調査		
調査の概要	調査期間	令和4年8月26日～9月11日
	調査の目的、内容	日常の交通行動特性及び地域公共交通の利用実態を把握するとともに、課題・ニーズや利用意向等を把握することを目的として実施
	調査対象	18歳以上の地域住民（地区ごとの無作為抽出により7,193人を抽出）
	調査方法	郵送調査（郵送またはWEB回答）
	有効回収数	1,494人（回収率20.8%）
	担当課	経済シティセールス部経済政策課
調査結果の反映		薩摩川内市地域公共交通計画策定の資料としました。

⑤ ヤングケアラー実態調査		
調査の概要	調査期間	令和4年9月20日～10月20日
	調査の目的、内容	普段の生活や学校での生活状況、家庭や家族の状況などを把握し、必要な支援につなげるための基礎資料として実施
	調査対象	市内在住の小学校5・6年生、中学生、高校生世代の7,176人
	調査方法	・市内の公立小・中学校：書面調査（学校に送付） ・私立の小・中学校、養護学校、高校生世代：郵送調査（郵送またはWEB回答）
	有効回収数	4,645人（回収率64.7%）
	担当課	保健福祉部社会福祉課
調査結果の反映		広報薩摩川内令和5年7月10号に記事を掲載しました。

⑥ カーボンニュートラル地域戦略策定に係る意識調査		
調査の概要	調査期間	令和4年11月11日～11月25日
	調査の目的、内容	地球温暖化問題に対する意識や、省エネルギーに対する取り組み等を把握し、地域戦略策定の検討資料とするため実施
	調査対象	18歳以上の市民（無作為抽出により2,000人を抽出）
	調査方法	郵送調査
	有効回収数	474人（回収率23.7%）
	担当課	市民安全部環境課
調査結果の反映		薩摩川内市カーボンニュートラル地域戦略（案）の資料とします。

⑦ カーボンニュートラル地域戦略策定に係る意識調査		
調査の概要	調査期間	令和4年11月11日～11月25日
	調査の目的、内容	カーボンニュートラルに対する取り組みを把握し、地域戦略策定の検討資料とするため実施
	調査対象	市内事業所（無作為抽出により 500 事業所を抽出）
	調査方法	郵送調査
	有効回収数	95 事業所（回収率 19.0％）
	担当課	市民安全部環境課
調査結果の反映		薩摩川内市カーボンニュートラル地域戦略（案）の資料とします。

⑧ 高齢者等実態調査・日常生活圏域ニーズ調査等及び介護人材実態調査		
調査の概要	調査期間	令和5年1月4日～1月27日
	調査の目的、内容	高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画の策定に係る高齢者等の実態や意識及び介護サービス事業における介護人材の実態を調査・分析し、計画策定の基礎資料とするため実施
	調査対象	・ 介護保険被保険者で要介護認定等を受けていない 65 歳以上の市民（無作為抽出により 2,500 人を抽出） ・ 要介護（要支援）認定者で介護保険施設に入所していない市民（無作為抽出により 1,000 人を抽出） ・ 要介護認定等を受けていない 40 歳以上 65 歳未満の市民（無作為抽出により 2,000 人を抽出） ・ 市内の 242 介護事業所
	調査方法	郵送調査
	有効回収数	2,745 人（回収率 49.9％） 198 事業所（回収率 81.8％）
	担当課	保健福祉部高齢・介護福祉課
	調査結果の反映	薩摩川内市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）の資料とします。

⑨ 温室効果ガス排出量実績調査		
調査の概要	調査期間	令和5年2月14日～2月22日
	調査の目的、内容	カーボンニュートラルに対する取り組みを把握し、地域戦略策定の検討資料とするため実施
	調査対象	企業規模の大きな市内事業所（無作為抽出により50事業所を抽出）
	調査方法	郵送調査
	有効回収数	15事業所（回収率30.0％）
	担当課	市民安全部環境課
調査結果の反映		薩摩川内市カーボンニュートラル地域戦略（案）の資料とします。

⑩ シェイクアウト訓練アンケート		
調査の概要	調査期間	令和5年3月11日～3月24日
	調査の目的、内容	シェイクアウト訓練参加者の防災に関する気づきや、訓練に対する意見を収集し、今後の訓練計画の参考資料とするため実施
	調査対象	シェイクアウト訓練参加44団体
	調査方法	郵送またはインターネット調査
	有効回収数	28団体（回収率63.6％）
	担当課	市民安全部防災安全課
調査結果の反映		次回訓練の資料とします。

(3) パブリックコメント

主要な計画や指針を立案する過程において、広く市民に意見を募集し、寄せられた意見を参考に計画などの決定を行い、併せて市の考え方も公表する制度です。

令和4年度は、意見の提出方法について、市ホームページ上の意見・提言入力フォームからも意見を提出いただけるようにしました。

また、公表資料について、設置場所の変更や希望される方への個別郵送など、公表方法の見直しも行っています。

ア 実施件数

(単位：件)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施件数	7	8	9	4	5

イ 令和4年度実績

No.	計画などの名称	募集実施期間	担当課	意見提出数
1	薩摩川内市定員管理計画(案)	令和4年12月23日 ～令和5年1月22日	行政管理部 総務課	0件
2	薩摩川内市農業振興地域整備計画(案)	令和4年12月23日 ～令和5年1月24日	農林水産部 農業政策課	0件
3	薩摩川内市立幼稚園適正規模等基本方針(案)	令和5年1月10日 ～2月9日	教育委員会 学校教育課	0件
4	第2次薩摩川内市水道ビジョン(案)	令和5年1月10日 ～2月9日	水道局 上水道課	0件
5	薩摩川内市地域公共交通計画(案)	令和5年2月10日 ～3月9日	経済シティセールス部 経済政策課	0件

※令和4年度に意見を募集した5件の計画等は全て決定し、スタートしています。

※意見を募集している計画などや募集の結果については、市ホームページに掲載しています。

<https://www.city.satsumasendai.lg.jp/soshiki/1042/2/11-2/5/1/index.html>



ウ パブリックコメント手続の流れ

市の基本的な計画や指針などの案の作成

作成した計画や指針などの案・関連資料の公表

☐ 公表する資料

- ・ 計画などの案
- ・ 関連資料

(立案の趣旨・目的及び背景、計画などの案の概要、審議会などにおける検討状況の概要、その他必要な資料の公表に努めます。)

☐ 公表の方法

- ・ 市のホームページに掲載し、担当課や支所など次の場所に備え付けます。

川内 地域	本庁 1 階情報公開コーナー、中央公民館、中央図書館、鹿児島純心大学、川内職業能力開発短期大学校、川内看護専門学校
東部 区域	樋脇支所、入来支所、東郷支所、祁答院支所、樋脇公民館、入来公民館、東郷公民館、祁答院公民館
甕島 区域	甕島振興局、里市民サービスセンター、鹿島市民サービスセンター、下甕支所、里公民館、上甕公民館、鹿島公民館

- ・ 希望される方には個別に郵送します。
- ・ 広報紙などへの掲載や、報道機関への発表などに努めます。

市民からのご意見の提出

☐ 意見の提出期間

- ・ 1 カ月程度を目安に設定し、案の公表時にお知らせします。

☐ 意見の提出方法

- ・ 市ホームページ上の意見・提言入力フォームのほか、郵便、ファックス、電子メールなど、多くの方法をとるようにし、案の公表時にお知らせします。

計画などの決定・公表

市民から寄せられたご意見を十分考慮しながら、計画などを決定します。

参考資料

○薩摩川内市パブリックコメント手続実施要綱

平成17年3月31日

告示第135号

改正 令和5年3月8日告示第133号

(目的)

第1条 この告示は、市民の市政に対する意見の提出又は提案の機会の確保と反映及び市民に対する説明責任を果たすため、パブリックコメント手続に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「パブリックコメント手続」とは、本市の基本的な計画、構想等（以下「計画」という。）の策定において、その案の段階で計画の内容等をあらかじめ公表し、広く市民からこれらに対する意見、情報及び専門的な知識（以下「意見」という。）を求め、提出された意見に対する本市の考え方を明らかにするとともに、意見を考慮して本市としての意思決定を行う一連の手続をいう。

2 この告示において「実施機関」とは、市長（公営企業管理者の職務を行う市長を含む。）、消防局長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

3 この告示において「市民」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有するもの
- (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内の学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

(対象)

第3条 実施機関は、各施策の計画の策定又は重要な変更等を行う場合についてパブリックコメント手続を実施するものとする。

2 次に掲げる場合は、パブリックコメント手続の適用を除外する。

- (1) 市民からの意見を聴取する手続について、法令、条例又は規則若しくはこの告示以外の告示等に別段の定めがある場合。ただし、当該法令等に基づく手続を行うときは、できる限りこの告示の趣旨に沿ったものとなるよう努めること。
- (2) 実施機関が緊急を要すると認める場合
- (3) 実施機関が軽微な変更と認める場合
- (4) 実施機関に裁量の余地がないと認められる場合

3 実施機関は、前項の規定にかかわらず、パブリックコメント手続を行うことが必要と認める場合には、この告示による手続を行うことができる。

(公表時期及び公表資料)

第4条 実施機関は、前条第1項に該当するものの立案をしようとするときは、最終的な意思決定を行う前に、当該計画の素案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により計画の素案を公表するときは、作成した趣旨、目的、背景等当該計画の素案を理解するために必要な資料を併せて公表するよう努めるものとする。

(公表方法)

第5条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 市ホームページへの掲載

(2) 実施機関が指定する場所での閲覧及び配布

2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、市広報紙への掲載、報道機関への情報提供等の方法を積極的に活用し、公表の周知に努めるものとする。

3 前条の規定による公表を行うときには、意見の提出先、提出方法、提出期間等必要な事項を併せて明示するものとする。

(意見の提出)

第6条 実施機関は、市民が計画の素案についての意見を提出するために必要と判断される期間を考慮し、原則として1箇月程度を目安として提出期間を定めるものとする。

2 意見の提出は、次に掲げる方法とする。

(1) 郵便

(2) ファクシミリ

(3) 電子メール

(4) 実施機関が指定する場所への書面による提出

(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める方法

3 実施機関は、意見の提出を受けるときには、当該意見を提出した個人又は法人の住所又は所在地、氏名又は名称等当該提出した者を特定できる事項を明記させるものとする。

4 実施機関は、意見を提出した者に関する情報を公表する場合には、計画の素案を公表するときにその旨を明示するものとする。

(意見の考慮)

第7条 実施機関は、提出された意見を考慮して計画の意思決定を行うものとする。

(実施機関の考え方の公表)

第8条 実施機関は、前条の規定により計画についての意思決定を行ったときは、提出された意見の概要及びこれに対する実施機関の考え方を公表するものとし、当該計画の素案を修正したときは、修正の内容及びその理由を公表するものとする。ただし、提出された意見のうち、公表することにより提出した者の権利又は利益を害するおそれがあるものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。

2 実施機関は、提出された意見に対する個別の回答は行わないものとし、提出された意見のうち類似の意見及びこれに対する実施機関の考え方について公表するものとする。

3 第5条第1項及び第2項の規定は、前項の規定による公表について準用する。

(運用状況の公表)

第9条 市長は、パブリックコメント手続を行っている計画について、その実施状況を取りまとめ、一覧表を作成し、市ホームページに掲載するものとする。

2 前項の一覧表には、計画名、公表日、意見の提出期限及び計画の素案の入手方法並びに問い合わせ先を明記するものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、パブリックコメント手続について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。

2 この告示の施行の際、現に立案の過程にある計画で市民等の意見を反映させる機会を確保させる手続を経たもの又は早急に意思決定を行う必要があるものについては、この告示の規定は、適用しない。

附 則 (令和5年3月8日告示第133号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

「市長への手紙」

市政やまちづくりに、あなたのご意見をお聞かせください。

■ 場所等については、特定ができるよう、なるべく具体的にご記入ください。

This image shows a single sheet of white paper with rounded corners. It features ten horizontal ruling lines spaced evenly down the page. The lines are thin and light gray or blue. There is no handwriting or other markings on the paper.

■ 回答を必要とする場合は、必ず「回答の有無欄 ☐ 回答してほしい」にチェックの上、連絡先を明記してください。

回答の有無 (☐ 回答してほしい ☐ 回答は必要ない)

(二) 住 所

ご 氏 名 _____

電話 番 号

E メールアドレス

■ 本市の行政に関しないもの、営業活動、特定の個人や団体等に対する誹謗中傷、個人間の争いに関するもの等については、ご遠慮ください。

■ ご意見等の趣旨が判断できないもの等については、回答しかねる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

令和 4 年度 広聴年報

令和 5 年 9 月

編集発行者 薩摩川内市未来政策部秘書広報課
〒895-8650 鹿児島県薩摩川内市神田町 3 番 22 号
電話 (0996) 23-5111(代表)